

入学金・学納金等について

平成30年度

山陽学園大学大学院

単位 円

看護学研究科看護学専攻	入学時	1年次			2年次
		年額	前期	後期	年額
入学金	150,000	-	-	-	-
学納金 授業料	-	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000
計	150,000	1,000,000	500,000	500,000	1,000,000

山陽学園大学

単位 円

看護学部	入学時	1年次			2年次	3年次	4年次	
		年額	前期	後期	年額	年額	年額	
入学金	300,000	-	-	-	-	-	-	
学納金	授業料	-	800,000	400,000	400,000	800,000	800,000	800,000
	教育充実資金	-	350,000	175,000	175,000	350,000	350,000	350,000
	実験・実習料	-	300,000	150,000	150,000	300,000	300,000	300,000
諸費	協会会費	-	30,000	30,000	-	30,000	30,000	30,000
	学友会費	-	28,000	28,000	-	-	-	-
	同窓会費	-	-	-	-	-	-	20,000
計	300,000	1,508,000	783,000	725,000	1,480,000	1,480,000	1,500,000	

単位 円

総合人間学部 地域マネジメント学部	入学時	1年次			2・3年次	3年次編入	4年次	
		年額	前期	後期	年額	年額	年額	
入学金	300,000	-	-	-	-	-	-	
学納金	授業料	-	500,000	250,000	250,000	500,000	500,000	500,000
	教育充実資金	-	350,000	175,000	175,000	350,000	350,000	350,000
諸費	協会会費	-	30,000	30,000	-	30,000	30,000	30,000
	学友会費	-	28,000	28,000	-	-	14,000	-
	同窓会費	-	-	-	-	-	-	20,000
	卒業記念事業費	-	-	-	-	-	-	15,000
計	300,000	908,000	483,000	425,000	880,000	894,000	915,000	

単位 円

助産学専攻科	入学時	1年次			
		年額	前期	後期	
入学金	200,000	-	-	-	
学納金	授業料	-	800,000	400,000	400,000
	教育充実資金・実習料	-	600,000	300,000	300,000
計	200,000	1,400,000	700,000	700,000	

山陽学園短期大学

単位 円

全学科共通	入学時	1年次			2年次	
		年額	前期	後期	年額	
入学金	250,000	-	-	-	-	
学納金	授業料	-	410,000	205,000	205,000	410,000
	教育充実資金	-	220,000	110,000	110,000	220,000
	施設拡充資金	-	160,000	80,000	80,000	160,000
諸費	協会会費	-	30,000	30,000	-	30,000
	学友会費	-	14,000	14,000	-	-
	同窓会費	-	-	-	-	20,000
	卒業記念事業費	-	-	-	-	24,000
計	250,000	834,000	439,000	395,000	864,000	

共通事項

学納金の納入期日

学納金は、前期 4月、後期10月の 2回に分けての納入となりますが、前期に年額を納入することを妨げません。入学予定者の前期は、入学手続期限までに納入してください。

期 別	案内通知	納入期日	備 考
前期分	毎年 4月 1日	毎年 4月26日	26日が土曜日・日曜日の場合は金融機関の翌営業日まで。
後期分	毎年 10月 1日	毎年 10月26日	

納入方法

預金口座自動振替による引落、指定の金融機関へ振込みするか本学会計課へ納入

1. 預金口座自動振替

入学年次の後期分より自動引き落としによる学納金の納入となります。自動引き落としの手続きに関する書類は、保証人あてに7月上旬に送付しますので手続を行ってください。手続き完了後は卒業年次まで継続します。

2. 振込金依頼書による銀行振込

自動引き落としを原則としますが、支障があれば所定の振込金依頼書による銀行振込も可能です。会計課に申し出てください。

※納入した授業料等学納金は、理由のいかんを問わず返還されません。

学納金の滞納

学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない場合は、大学院学則第24条、大学学則第38条、短期大学学則第41条、助産学専攻科規程第16条の定めにより除籍となります。

学納金の分納・延納

何らかの理由により、期限までに納入できない場合は、分納・延納することができます。希望者は、会計課に申し出てください。

「学納金分納・延納許可願」を渡します。次の期限を厳守し、保証人連署のうえ、会計課に提出してください。

	分納・延納願提出期限	分納・延納最終納入期限
前期分	当該年度 4月26日	当該年度 9月20日
後期分	当該年度 10月26日	当該年度 2月28日

※分納回数は各期別4回までです。

休学・退学時の学納金

前期または後期の全ての期間の休学が許可された場合は、大学院学則第26条、大学学則第41条、短期大学学則第45条、助産学専攻科第16条により学納金の授業料の半額のみとなります。また、退学は当該期の授業料等学納金を納入してなければ許可されません。

※休学・退学については担当教員と相談のうえ、教務部で手続を行ってください。